

判決年月日	平成 2 8 年 5 月 1 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 7 年 (行ケ) 1 0 2 4 6 号		
○ 本願商標「Photomaker Pro」から「Photomaker」の部分 を抽出して、引用商標と対比することも許され、本願商標と引用商標は類似するとされ た事例。			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2014-48803号, 不服2015-6668号, 商標
登録番号第4098740号

判 決 要 旨

【本願商標】

Photomaker Pro

指定商品：第9類「電子計算機用プログラム，コンピュータソフトウェア」

【引用商標】

PHOTO MAKER
フォトメーカー

指定商品：第9類「配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁
気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブ
ザー，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，
電極」ほか

1 本願商標に係る拒絶査定不服審判請求について，審決は，本願商標は，その構成中，
前半の「Photomaker」の欧文字のみを抽出し，他人の商標と比較して商標その
ものの類否を判断することが許されるところとした上で，本願商標と引用商標は，互いに相紛れ
るおそれのある類似の商標というべきであり，本願商標は，商標法4条1項11号に該当
する旨判断した。

2 本判決は，以下のとおり，本願商標は，商標法4条1項11号に該当し，同旨の審
決の判断に誤りはないと判断した。

(1) 本願商標の構成から「Photomaker」の部分抽出することの可否

本願商標の構成中の「Pro」の部分は，「プロ，玄人，専門家」を意味する「prof
essional」の短縮語を表すものと認められる。そして，電子楽譜作成，外部記

憶デバイス管理，ポップアップカード作成，会計支援，写真編集，オペレーティングシステムやその修復，音楽作成，動画再生，デジタルメディア作成等，映像編集，ラベル作成という用途に用いられるコンピュータソフトウェアの一部には，標準仕様の商品の名称の後に，「P r o」又は「P R O」という文字が付加された商品があり，当該商品は，いずれもより熟練者を対象とした商品又はより高い機能を有した商品であることが認められる。そうすると，コンピュータソフトウェア及びこれに類似する電子計算機用プログラムの取引者，需要者は，商品の名称の後に「P r o」という文字が付加されることによって，当該商品が標準仕様の商品に比べて，より熟練者を対象とした商品又はより高い機能を備えた商品であると理解するものといえる。

したがって，本願商標が，その指定商品とする電子計算機用プログラム，コンピュータソフトウェアについて使用された場合には，本願商標の構成中の「P r o」の部分は，電子計算機用プログラム，コンピュータソフトウェアの品質等を直接表示するものであって，取引者，需要者に特定の，限定的な印象を与える力を有するものではないというべきであるから，同部分から出所識別標識としての称呼，観念は生じない。

よって，本願商標と引用商標の類否を判断するに当たっては，本願商標の構成から「P h o t o m a k e r」の部分抽出して対比することも許されるものといえる。

(2) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを対比すると，本願商標の「P h o t o m a k e r」の部分と引用商標の上段部分は，構成文字のつづりが同一である。そして，本願商標の同部分と引用商標からは，「フォトメーカー」との同一の称呼が生じ，「写真を作る人」という同一の観念が生じる。

そうすると，本願商標と引用商標との間には，外観において，文字のデフォルメの程度等や，片仮名部分の付加の有無について相違があるとしても，この相違によって，各商標の称呼及び観念の同一性から生じる誤認混同のおそれを否定することはできない。

したがって，本願商標と引用商標は，出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるから，両商標は類似するものといえることができる。